

議案第31号

工事請負契約の締結について

令和８年度消防救急デジタル無線（活動波）更新工事の工事請負契約を、次のとおり締結するものとする。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契 約 金 額 | 一金 1 7 9 , 7 4 0 , 0 0 0 円
(消費税及び地方消費税額を含む。) |
| 2 | 契約の相手方 | 神奈川県川崎市高津区末長 3 丁目 3 番 17 号
株式会社ゼネラル
情報通信ネットワーク営業部
部長 堀 下 裕 司 |

令和8年6月9日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

火災や救急のほか災害時に対する町民の安全・安心を図るため、消防救急デジタル無線（活動波）の更新について、随意契約により、株式会社ゼネラル 情報通信ネットワーク営業部と 179,740,000 円で工事請負契約を締結しようとするものです。

契約の締結につきましては、湯河原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を要しますもので、本案を提出するものです。

令和 8 年度消防救急デジタル無線（活動波）更新工事

1 工事場所 湯河原町内及び真鶴町内

2 工事概要

整備場所	整備機器
湯河原町消防本部 消 防 署	無線回線制御装置 1 式
	管理監視制御装置 1 式
	遠隔制御装置 1 式
	基地局無線装置 1 式
	車載型移動局無線装置 13 台
	携帯型移動局無線装置 5 台
	自動出動指定装置 2 式
	地図等検索装置 2 式
	署所端末装置 1 式
	卓上型受令機 1 式
奥湯河原分署 真 鶴 分 署	署所端末装置 各 1 式
	署所端末用受令機 各 1 式
	可搬型移動局 各 1 式
消 防 団 詰 所	携帯型受令機 9 台

3 履行期限 契約締結の日から令和 9 年 3 月 8 日まで

4 随意契約理由

消防救急デジタル無線は、既設の設備である指令システムとの連動がなされており、それらの設備についての特殊な技術を有する株式会社ゼネラル以外の業者では、施工上の技術、知識において既設の設備の使用に著しい支障が生じます。これらのことにより、既設の設備にも精通し、指令システムとの連動が安定的に行えるのは、株式会社ゼネラル以外にないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約しようとするものです。

